

万引きは、犯罪です！！

長崎県下で認知の多い犯罪は、「万引き」です。

平成24年11月末現在「万引き」の認知件数は1,167件と、**刑法犯総数7,878件の14.8%**を占めています。

万引きの多くは、「自分は、見つからないだろう」など、軽い気持ちで行われていますが、必ず見つかります。

万引きは、窃盗罪として
**10年以下の懲役、又は
50万円以下の罰金**
の刑罰が科せられます！



「万引き」をなくすためには、
「万引きをしない、させない」

社会環境づくりが大切になります。

皆さんの万引き防止に向けた御協力をお願いします。

～万引きをさせないために～

◆店舗における対策をお願いします。

- ・ お客様には、積極的に声をかけましょう。
- ・ 高額商品や人気商品などは、レジやその周辺に展示しましょう。
- ・ 防犯カメラやミラーを設置し、死角をなくすようにしましょう。



◆家庭における対策をお願いします。

- ・ 子どもさんに、日頃から善悪のけじめをつけさせましょう。
- ・ 「うちの子に限って」は危険です。不審な持ち物を見つけたら、必ず確かめましょう。
- ・ 子どもの交友関係や日常の言語等に関心を持ち、非行の兆しを早くキャッチしましょう。
- ・ **高齢者による万引きが増加傾向にあります。**
平成24年1月～11月に認知した万引きの37.7%が65歳以上の高齢者によるものでした。